平成 2 2 年度 街づくり年次報告書



はじめに

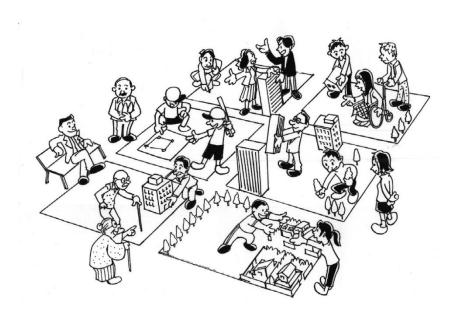
この報告書は、「大和市みんなの街づくり条例」第23条(年次報告)の規定に基づいて、街づくりの推進状況を明らかにするため作成しました。内容は平成22年度の街づくり組織の活動や市の支援の状況です。

また、今後の街づくり活動への参加を促すために、23年度の事業予定なども掲載しています。 なお、本書のほか、報告書のポイントとなる内容を『概要版』としてまとめ、市内の公共施設な どに配架することで広く情報提供を行っています。

参考…条例第23条(年次報告)

市長は、第10条の規定による登録の状況、第6章の規定による街づくりへの支援の状況その他街づくりの推進状況を明らかにするため、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

※ 本編及び概要版は、大和市の WEB サイトでも閲覧可能です。



平成22年度街づくり年次報告書 目次

第1章 地区計画・建築協定等の活用
1. 地区計画・建築協定等の活用(第7条)・・・・・・・・・・・・・・・・・2
(1)地区計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
(2)建築協定2
第2章 街づくり組織・計画・協定等
1. 地域街づくり協議会(第8条)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(1)地域街づくり協議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(2)地域街づくり協議会を目指す組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2. 地区街づくり推進団体(第10条)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(1)地区街づくり推進団体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
3. その他の街づくり組織(第20条)・・・・・・・・・・・・・・・・7
(1)大和駅周辺再開発事業関連7
(2)土地区画整理事業関連8
4. その他の街づくり組織(準備組織)・・・・・・・10
第3章 街づくりへの支援
1. 地域街づくり協議会への助成(第16条)・・・・・・・・・・・・・・・11
2. 地区街づくり推進団体への助成(第17条)・・・・・・・・・・・・11
3. 情報の提供等(第18条)・・・・・・・・・・11
(1)「街づくり学校」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
(2)「街づくりサポーター」・・・・・・・・・・・・13
(3)「やまと街づくりメールマガジン」・・・・・・・・・・・・・・・・・13
4. 街づくり専門家の派遣等(第19条)・・・・・・・・14
5. 表彰(第22条)······15
第4章 その他
1. 街づくり推進会議・・・・・・・・・・・・・・・・・16
2. 大和市屋外広告物条例の運用・・・・・・・・・17
3. 大和市景観計画・景観条例の運用・・・・・・・18
参考資料
資料1:地区計画・建築協定・街づくり協定一覧・・・・・・・・・・・・19
資料2:街づくり組織等位置図・・・・・・・・・・・・・・・・20
資料3:条例集
大和市みんなの街づくり条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21 大和市景観条例・・・・・・・・・・・・・・・・23
大和市景観来例 大和市屋外広告物条例·······24

第1章 地区計画、建築協定等の活用

1. 地区計画・建築協定の活用(第7条)

(1)地区計画

良好な生活環境を整備・保全するために、地区単位で 建築物の用途や建築形態、公園や道路などの公共施設 等の配置を定める制度です。

■平成22年度都市計画決定件数:1件

下鶴間山谷北地区地区計画

告示: 平成23年3月1日(変更)

内容: 建築物の用途、壁面位置、形態意匠など

背景:土地区画整理事業により整備された地区の保全

のため



(2)建築協定

良好な環境を保全するため、住民全員の合意によって 協定区域を定め、建築基準法の制限よりも厳しい規制 をしようとするために結ばれるものです。

西鶴間8丁目(44組)建築協定(更新)

告示: 平成22年8月11日

内容:建築物の用途、壁面位置、形態意匠など

背景:分譲宅地開発のため



つきみ野6丁目8番地建築協定(更新)

告示: 平成23年1月11日

内容:建築物の用途、敷地分割など

背景: 地元発意による住環境保全のため



第2章 街づくり組織・計画・協定等

1. 地域街づくり協議会(第8条)

地域の街づくりに関する連絡調整や地域の街づくりを総合的に推進する組織です。

(1)地域街づくり協議会(1団体)

相模大塚まちづくり協議会

エリア:相模大塚駅周辺4自治会区域(約130ha)

(相模大塚北、上草柳西、桜森、扇野)

代表者:会長 古谷田 文隆

構成員:委員56名

(周辺4自治会及び関係団体、企業より選出)

設立:平成 4年7月

認定: 平成12年6月28日

活動内容:

■街づくりに関する活動

- ①定例会の開催(役員中心に活動の検討)(偶数月第3水曜日)
- ②総会の開催(事業報告·決算報告/事業計画·収支予算の承認、 役員選出)
- ③活動PR(広報紙の発行2回、『ふれあい広場』でのアンケート実施等)
- ④相模大塚駅から泉の森間のアクセスルートの再検証
- ⑤第二回ミニ街づくり学校『昔の子供の遊びを体験する集い』の開催

市の支援:活動費の助成(第3章-1参照)、活動に対する助言など

今後の予定:■地域活性化への取り組み(啓発イベントの継続)

■相模大塚駅から泉の森へのアクセス道路・ネットワーク道路整備に向けての取り組み





ミニ街づくり学校の開催(10月)

<参考>街づくりの基本理念

街づくりは、誰もがいつまでも住み続け、活動を続けることのできるまちの実現を目指して、市民・事業者・ 市が相互の役割を認識し、協働して行うことが大切です。

市民の役割

- ・街づくりに参加する権利と 青仟を有します。
- ・街づくりに関する学習・活動に主体的に取り組みます。
- ・市の実施する街づくり施策 に協力します。

街づくりは市民・事業者・市が 協働して行います

市の役割

- ・街づくりに関して総合的・計画的な 施策を策定・実施します。
- ・施策の策定・実施にあたっては市民 の意見を十分に反映します。
- ・市民が主体的に街づくりに参加する 、ために必要な支援を行います。

事業者の役割

- ・良好な街づくりに貢献します。
- ・市の実施する街づくり 施策に協力します。

第2章 街づくり組織・計画・協定等

(2)地域街づくり協議会を目指す組織(1団体)

つきみ野まちづくり委員会

エリア:つきみ野自治会区域(約114ha)

(つきみ野1丁目~8丁目)

代表者:会長 但井 浩二 構成員:委員約10名

設立:平成14年7月7日

(平成16年3月より現在の名称に変更)

活動内容:

■街づくりに関する活動

- ①定例会の開催(月1回)
- ②「つきみ野の景観づくりの方針」に基づく「つきみ野景観まちづくりガイド」の作成
- ■協働事業「道路環境美化ボランティアの里親制度(アダプト・プログラム)」
 - ・定例清掃(月1回)の実施
 - ・植樹枡へのチューリップ球根(約1000個)の一斉植栽

市の支援:活動に対する助言など

今後の予定:■平成22年度の実施活動の継続

■「つきみ野景観まちづくりガイド」の発行

<参考>協働の街づくり

みんなの街づくり条例では、市民が自主的な街づくりの取り組みを進めていくために必要となる大和市独自のしくみを定めています。

しくみの骨格は、全市・地域・地区と3段階のレベルごとに組織をつくり、土地利用などの計画を定めます。 それぞれの組織や計画が認定・登録されると活動費の助成や街づくり専門家の派遣などのさまざまな支援を受けることができます。





2. 地区街づくり推進団体(第10条)

地区の街づくりを推進するため街づくり活動(ルールづくり等)を行う組織です。

(1)地区街づくり推進団体(3団体)

南林間南一条通り商店街街づくり委員会

エリア: 南一条通りに面している区域(約0.9ha) 南林間1丁目1番地先~同7番地先

ルール: 南林間南一条通り商店街街づくり協定 (平成22年4月27日更新)

代表者:委員長 宮東 悠

構成員:委員36名 **設立:**昭和63年9月

登録: 平成11年6月18日

活動内容:■街づくり協定の管理運営

市の支援:窓口にて街づくり協定の説明、協力依頼



千本桜街づくり委員会

エリア: 千本桜自治会区域(約10.5ha)

福田字乙七ノ区、福田字乙八ノ区、代官一丁目地内

ルール:千本桜地区地区計画(平成13年7月16日告示)

代表者:会長 森田 末夫

構成員:委員23名 **設立:**平成11年4月

登録: 平成11年6月14日

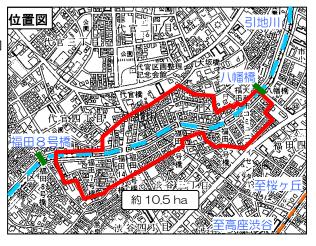
活動内容:■「千本桜地区申し合わせ事項」(地区計画を 補完する住民間の約束ごと)の管理運営、新 住民への周知・PR

- ■地域活性化への取り組み
 - ①定例会の開催(活動内容の検討等)
 - ②田中1号公園遊具施設改修
 - ③街並み探索:引地川公園、ゆとりの森
 - ④八幡橋交差点信号機及び照明灯の設置

市の支援:活動に対する助言等

今後の予定:■平成22年度の実施活動の継続

- ·地区計画・申し合わせ事項のPR・検証の継続
- ・公園リニューアル(田中4号公園)についての活動の継続
- ・街並み探索
- ■「安心・安全協力隊」への連携・協力
- ■自治会主催行事への協力



つきみ野6丁目街づくり委員会

エリア: つきみ野6丁目全域(約11.4ha)

代表者:委員長 坂本 登 構成員:委員約20名 設立:平成20年6月8日 登録:平成20年7月7日

活動内容:地区計画ルール案の策定、意見交換会の開催等

①定例会の開催(月1回)

②街づくり構想・基本方針に基づくルール案の検討

③意見交換会の開催、意向調査の実施

<街づくり委員会の登録からの主な活動>

H20.6 つきみ野6丁目街づくり委員会がみんなの街づくり条例に 基づく「準備組織」となる

H20.7 つきみ野6丁目街づくり委員会がみんなの街づくり条例に 基づく「街づくり推進団体」に登録

H20.7 地区計画の勉強会を開催(専門家派遣)

H20.10 街づくり構想についてのアンケートを実施

H21.9 ルールづくりのワークショップを開催(専門家派遣)

H21.12 ルール案に対する意見交換会、意向調査を実施

H22.3 「高さ制限」に関するアンケートを実施(B地区対象)

H22.4 第2回意見交換会·意向調査を実施

H22.7 未回答者等に対する聞き取り調査を実施

H23.1 最終ルール案説明会の開催を計画

市の支援:活動費等の助成、情報提供等

今後の予定:最終ルール案説明会、条例に基づく縦覧の実施等

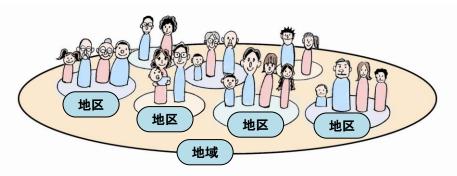
<参考>地域と地区のちがい



都市マスタープランで定める5つの地域を基本としますが、実現性を考慮しひとつの町名を一定のめやすとします。

地区

ルール化などの具体的な街づくり活動が行われる区域で、例えば自治会の区域など。 公道に囲まれた1つの街区などを最小の単位とします。地区の範囲は地域を超えることはありません。





3. その他の街づくり組織<市街地開発事業>(第20条)

(1)大和駅周辺の再開発事業関連(2団体)

市街地再開発事業とは、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新のために行う事業のことです。

大和駅東側第4地区市街地再開発組合

施行地区:大和南一丁目8、9、10番地内(約1.2ha)

代表者:理事長 蒲生 文衛

組合員:36名

設立認可:平成19年3月23日(組合設立認可公告)

事業概要:【目的】プロムナードと一体となった土地の高度利用と都市機能の更新により、都市環境の改善を図

る。

【整備方針】大和駅東側地区にふさわしいにぎわいと活力のある街づくり

活動内容: 事業計画の見直し検討作業

市の支援:事業施行に対する指導助言や施設計画案に関する調整等

今後の予定:■事業計画の見直し検討作業

■事業計画変更認可申請

■権利変換計画認可申請

■既存建物除却·建物建設工事等

大和駅東側再開発等促進協議会

エリア: 大和駅東側プロムナードを中心とした範囲(約7ha)

代表者:会長 鈴木 英雄

組合員:38名

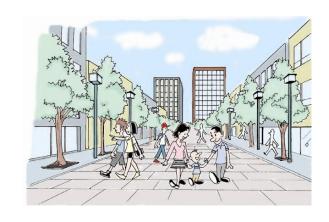
設立:平成2年5月22日

活動内容:■街づくりに関する協定の管理

■東側各街区との調整

市の支援:窓口にてまちづくり協定の説明・協力依頼

今後の予定:平成22年度の実施活動の継続



(2)土地区画整理事業関連(2団体)

土地区画整理事業とは、道路・公園・河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え、土地の利用増進を図る事業をいいます。

下鶴間松の久保土地区画整理組合

事業名:下鶴間松の久保土地区画整理事業

施行地区: 大和市下鶴間字甲四号及び乙三号の一部(約4.9ha)

代表者: 理事長 目代 允信

権利者:18名

設立認可:平成21年1月19日(組合設立認可公告)

事業概要:【目的】農地や樹林に囲まれた地形を生かした良好な低層住宅地を形成することで、「緑と都市が共生す

るうるおいのあるまち」の実現を図る。

【整備方針】·公共施設の整備改善により、緑と共生した 良好な低層住宅地を形成する。

- ・防災性、安全性の向上を確保する。
- ・ルール化により、良好な住宅市街地の維持 形成を図る。

事業内容:造成工事·下水道整備·道路築造工事等

市の支援:■組合事業に対する技術的な指導、助言

- ■土地区画整理助成規則に基づく、公共施設整備等に 要する費用の助成
- ■街づくり専門家派遣による勉強会の開催

事業スケジュール:

平成20年度 仮換地設計·確定測量等

平成21年度 仮換地指定·造成工事·下水道整備等

平成22年度 造成工事:公園整備工事:道路築造工事等

平成23年度 換地計画認可·換地処分·組合解散





脆弱な道路と果樹畑



施行状況写真(施行全景)



施行状況写真(道路)

下福田(引地川流域)地区土地区画整理組合設立準備会

施行地区: 大和市福田字甲四ノ区、字甲五ノ区の各一部(約3.9ha)

代表者:代表 関水 正幸

権利者:34名

準備会設立:平成20年5月12日

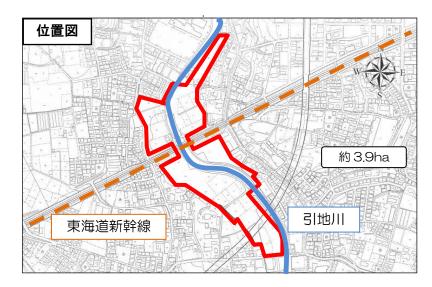
事業概要:【目的】下福田の引地川流域地区において、緑と都市が共生する健全な市街地を形成するため

【整備方針】「緑と都市が共生する良好な市街地の形成」

市の支援:■組合設立に向けての指導·助言

■大和市街づくり事業準備活動補助金交付要綱に基づく助成

今後の予定:組合設立に向けて事業計画案の検討、合意形成



4. その他の街づくり組織

内山の街づくりを考える会

エリア:内山地区(約43ha) **代表者:**会長 鎌田 幸雄

構成員:役員約30名

設立: 平成14年に内山を住みよくする会として 設立(平成18年より現在の名称に変更)

活動内容:

■街づくりに関する活動

- ①街づくりビジョンとコンセプトの検討
- ②定例会の開催(月1回)
- ③総会の開催(5月)
- ④ホームページの運営及び街づくり通信の発行
- ⑤市民活動推進補助金事業の実施(わが街の資源再発見事業)
- ⑥街づくり専門家派遣による勉強会の開催

■つるまの森保全活動

・つるまの森の保全協力組織との連携

■児童の安全に関する活動

·中央林間小学校 PTA の会への参画

市の支援:■活動に対する助言

■街づくり専門家派遣による勉強会の開催

■準備組織の発足に向けての指導・助言

今後の予定:■地区の将来像、コンセプト策定

■計画的な市街地整備のための準備組織の発足に向けた活動





第3章 街づくりへの支援

1. 地域街づくり協議会への助成(第16条)

■相模大塚まちづくり協議会 50,000円 【内訳】広報紙の印刷費など

2. 地区街づくり推進団体への助成(第17条)

■つきみ野6丁目街づくり委員会 93,000円 【内訳】アンケートの印刷費など

3. 情報の提供等(第18条)

(1)「街づくり学校」

街づくりに関する市民の自主的な活動を積極的に支援するため開催している全3コースの市民向け講座です。

平成22年度開催回数:3コース

- ■ゼミコース第5期(5~6月)
- ■基礎コース第5期(10月)
- ■専修コース第6期(2~3月)

ゼミコース 第5期

開催時期:平成22年5~6月

【第1回】5月29日(土) 9:30~12:00

【第2回】6月 5日(土) 9:30~12:00

【第3回】6月19日(土)9:30~12:00

会場:市役所会議室棟 201・202 会議室ほか テーマ: 大和市を元気にするコミュニティビジネス

参加者:19名

内容:大和市を元気にする街づくりの仕組みとして、グループワークの手法等を実践的に学びながら、どのようなコミュニティビジネスができるのかを考えました。

- ■第1回 コミュニティビジネスとは
 - ~コミュニティビジネスの基本的な考え方 等~
- ■第2回 街づくりへの提案

~グループごとに研究テーマの決定~

〈作業日〉 各グループが集合しての作業

- ~第2回と第3回の間、グループごとで調査研究~
- ■第3回 研究成果の発表

~グループごとに発表準備、発表、講評~

講師:吉田洋子氏(吉田洋子まちづくり計画室)





基礎コース 第5期

開催時期:平成22年10月

【第1回】10月 2日(土) 10:00~12:00

【第2回】10月16日(土) 10:00~12:00

【第3回】10月30日(土) 10:00~12:30

会場:市役所本庁舎5階研修室、つきみ野学習センター(第2回のみ)

テーマ:街づくり入門

参加者:23名

内容:街づくりとは何か、土地利用や家の建て方に関する基本的なルールをはじめ、つきみ野周辺を街歩きしながら、建築協定などの決まりがどのように街へ反映されているかなどを学びました。

- ■第1回 街の姿·家の形を決めるルールを学ぶ
 - ~都市計画とは?建ぺい率・容積率とは?・・・~
- ■第2回 地域独自のルールを作る
 - ~地区計画・建築協定、街づくり協定など~
- ■第3回 街を点検してみる
 - ~市内観光の案内プランを作成~

講師:杉崎和久氏(まちづくりコーディネーター)



専修コース 第6期

開催時期:平成23年2~3月

【第1回】2月 5日(土) 10:00~12:00

【第2回】2月19日(土) 10:00~12:00

【第3回】3月 5日(土) 10:00~12:30

会場:市役所本庁舎地下食堂、大和駅周辺(第3回のみ) ほか

テーマ: 防災の街づくり~減災・復興しやすい街を目指して~

参加者:29名

内容: 街を防災の視点から見た基本的な街づくりの知識と、大和市での実施状況と対策について学びました。 大和駅周辺を街歩きしながら、実際の街に見られる防災街づくりの仕組みを見つけ、これからできる対策に ついて議論しました。

- ■第1回 地震災害を知る
 - ~地震が起きた時の大和市の被災イメージ~
- ■第2回 防災都市計画を知る
 - ~大和市の対応・防災への具体的な方策~
- ■第3回 防災確認街歩き
 - ~現場から防災街づくりを考える~

講師:小田切利栄氏(都市プランナー)





第3章 街づくりへの支援

(2)「街づくりサポーター」

昨年度は、「街づくりすと」制度の見直しのため、街づくりすとの集いを数回にわたり開催しました。名称も「街づくりサポーター」と改称することになり、今後は市主催事業のサポート役として活動していただく予定です。

登録者:23名(平成22年度 新規登録者8名)

街づくりすとの集い

【第6回】開催日時:平成22年5月15日(土) 10:00~12:30

会場:市役所本庁舎5階研修室

参加者:9名

内容:街づくりすとの今後について、吉田洋子氏を招いてワークショップを行いました。

【**第7回】開催日時:**平成22年8月7日(土) 10:00~12:30

会場:市役所会議室棟201会議室

参加者:9名

内容:「大和市街づくり条例」についての学習会後、街づくりすと制度の見直しについて話し合いました。

【**第8回】開催日時:**平成22年9月18日(土) 10:00~12:00

会場:市役所会議室棟201会議室

参加者:10名

内容:前回の集いで出された意見をもとに街づくりすと制度の見直しを図ると共に、有志による街づくり サークルの立ち上げについて話し合いました。

(3)「やまと街づくりメールマガジン」

紙面発行していた街づくり情報紙「街づくりサロン通信」をリニューアルし、一昨年度より「やまと街づくりメールマガジン」の配信を開始しました。街づくりに関連する情報を配信登録された方々にお送りしています。

配信:4回(6月、9月、1月、3月) 配信先:市民 40名·市職員 39名

<参考>街づくり学校と街づくりサポーター

街づくり学校は、市民の自主的な街づくり活動を支援するため、毎年3コース開催しています。講義やワークショップ、現地視察等により、街づくりの考え方や知識、技術を学ぶ講座です。講座の内容別に、「基礎コース」「専修コース」「ゼミコース」の3コースを用意しています。

基礎コースとゼミコースの内容は毎年度ほぼ同様ですが、専修コースは年度により、景観や防災、街のルールづくり等、様々なテーマで開催しています。

3コースすべてを終了すると、希望により「街づくりサポーター」に登録され、市の街づくり事業へのサポートなどを行っていただきます。



- ・街づくり啓発事業のサポートや 市内の街づくり活動の推進など を実施
- 「街づくりサポーターの集い」を 通じてサポーター同士の意見、 情報を交換

4. 街づくり専門家の派遣等(第19条)

街づくり組織や市が主催する街づくり学校等に対し、街づくりに関する専門的な知識や経験を有する街づくり専門家を11回派遣しました。



小田切 利栄氏 (都市プランナー)



杉浦 宇氏 (技術士/土地区画整理士)



杉崎 和久氏 (まちづくりコーディネーター)



吉田 洋子氏 (吉田洋子まちづくり計画室)

派遣実績 (50音順)

派遣	活動、組織	専門家	回数
	街づくり学校・ゼミコース(5~6月) 吉田 洋子氏 (第1~3回)		
市	街づくり学校・基礎コース(10月)	杉崎 和久氏 (第1~3回)	9回
	街づくり学校・専修コース(2~3月)	小田切 利栄氏 (第1~3回)	
	街づくりすとの集い(5月)	吉田 洋子氏	
街づくり組織	・街づくりすと制度の見直しについて		
(日) ノくりが上前	内山の街づくりを考える会(8月) 杉浦 宇氏		2回
	・街づくり勉強会の開催		

5. 表彰(第22条)

「大和市街づくり賞」

「大和市街づくり賞」とは、快適な街づくりを推進し、大和らしいまちを創造することを目的に、市内のうるおいある街並みや建物、ちょっとした工夫によりまちに彩りを与えている小さな事例、地域の街づくりに貢献した個人や団体を表彰する制度です。市民のみなさまからの自薦・他薦により応募いただき、「街づくり推進会議」の選定に基づき、市長が決定します。

*平成22年度は実施しておりません

■事業の概要 良好な街づくりに貢献している活動や事例を表彰

■表彰の対象 活動部門:住民等で組織され、街づくり活動に取組み、良好な街づくりに寄与した活動

事例部門:良好な街並みの創造に寄与した街づくりの事例

■選考の流れ





平成21年度(第15回)表彰のようす

■平成21年度(第15回)受賞事例









中央林間5丁目界隈(中央林間) <プティ鎌倉山・中央林間パンの家・珈琲新鮮館・セモリナ>

第4章 その他

1. 街づくり推進会議

街づくり推進会議とは、街づくりに関する重要事項の調査審議することを目的に設置された、街づくり条例に基づく市の附属機関です。平成22年度は4回開催されました。

会議内容

開催日時	主な議事内容
第1回 <平成22年 4月23日(金)>	・みんなの街づくり条例見直しについて(その14) ・平成21年度年次報告について
第2回 <平成22年 7月21日(水)>	みんなの街づくり条例の見直しについて(その15)
第3回 <平成22年10月13日(水)>	みんなの街づくり条例の見直しについて(その16)
第4回 <平成23年 2月 2日(水)>	みんなの街づくり条例の見直しについて(その17)

[※]各会議の議事録については、ホームページをご覧ください。

街づくり推進会議 委員(任期:平成21年4月1日~23年3月31日)

相原 聰(関係団体委員) 知念 綾(市民委員) 饗庭 伸(知識経験委員:会長) 豊田 友彦(市民委員) 秋田 典子(知識経験委員:会長職務代理) 中川 憲造(知識経験委員) 麻生 龍雄(関係団体委員) 松田 宣(市民委員) 井上 新一(地域街づくり協議会代表者) 吉田 洋子(知識経験委員) 菅 孝能(知識経験委員) <50音順 敬称略>

今後の審議事項:■みんなの街づくり条例の運用等に関する検討

- ■街づくり賞の選定
- ■まちづくり交付金の事後評価(下鶴間松の久保土地区画整理事業)
- ■屋外広告物、景観形成に関する事項

2. 大和市屋外広告物条例の運用

大和市内の屋外広告物に対しては、神奈川県屋外広告物条例で定められた許可基準などが適用されていました。平成18年4月に、市が景観行政団体となったことにより、景観を構成する重要な要素の一つである屋外広告物について、市独自の許可基準などを定めることができるようになりました。

そこで、市では、景観行政と屋外広告物行政を一体的に取り組み、大和の景観特性に合わせた街づくりを推進するため「大和市屋外広告物条例」を制定し、平成20年4月から施行しました。

大和市屋外広告物条例の概要

屋外広告物法

・違反に対する除却等

大和市屋外広告物条例

- ・禁止地域、場所の指定
- ・禁止物件の指定
- ・表示等の許可
- ·表示方法等の基準
- ・違反に対する措置
- ・広告景観形成地区の指定

大和市違反屋外広告物 除却協力員制度

·違反広告物(はり紙等)の 簡易除却

神奈川県屋外広告物条例

許可事務等権限移譲(市町村に移譲出来る事務)

- ·屋外広告物業の届出等
- ・屋外広告物業者に対する指導等
- ·屋外広告物講習会

屋外広告物の許可事務

大和市内で屋外広告物を表示、又は屋外広告物を掲出する物件を設置しようとする場合は、市長の許可を 受ける必要があります。

【平成22年度の許可申請取扱い実績】

·件数:3,353件

·手数料収入:3,485,550円

違反屋外広告物除却協力員制度

大和市では、屋外広告物法の規定に基づき、大和市屋外広告物条例に違反するはり紙、はり札及び立看板の除却を行うため「大和市違反屋外広告物除却協力員制度実施要綱」を定めて、違反屋外広告物除却協力員の登録制度を運用しています。

平成22年度には、新たに18名の方が登録をされたことにより、現在、332名の市民の方に違反屋外広告物除却協力員としてご協力いただいています。

今後も、違反広告物(はり紙、はり札等)を排除するため、市民の皆さんと行政が連携して除却活動に取り組み、快適な街づくりを目指します。

3. 大和市景観計画・景観条例の運用

市では、大和らしい魅力ある景観を創造していくため、平成8年にやまと景観マスタープランを策定し、これに基づいた景観形成施策を展開してきました。そのような中、平成16年に景観法が制定され、自治体の自主的な取り組みであった景観づくりに関して法的な根拠が整えられました。そこで、これまでの施策をより実効性のあるものとするため、景観法に基づいた大和市景観計画と大和市景観条例を定め、平成20年10月より運用しています。

大和市景観計画・景観条例の概要

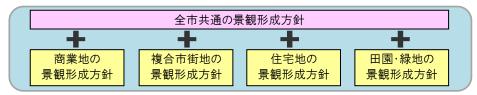
【目的】「景観計画」及び「景観条例」による実効性のある景観誘導に取り組むことで、良好な景観形成を推進する。 【区域】 市内全域

【概要】 ■一定規模以上の建築行為等については、条例に基づく事前協議及び法に基づく届出を義務付け、 行為に対する制限事項(※)を設けた。

※制限事項は、建築物の外壁及び屋根の色彩、工作物の外装の色彩、擁壁の形態意匠、木竹の伐採 方法とする。

■望ましい景観の姿(景観形成方針)を示した。

- ・市域を土地利用状況等によって、4つの区分(商業地、複合市街地、住宅地、田園・緑地)に分け、それぞれの区分ごとに景観形成方針を定めた。
- ・景観形成方針は全市共通の方針と、それぞれの区分ごとの方針とで構成する。



■景観資源の活用

景観資源となる道路、河川等の公共施設や建造物、樹木を生かした景観づくりを進めていくために、 その整備や保全などの基本方針を定めた。

■その他の景観づくり施策

地区の景観特性を生かし、魅力を高める景観づくりを進めていくべき地区を「景観づくり促進地区」に位置づけ、景観づくりに関する取り組みを進める。

景観協議届出の対象規模と届出件数実績

行為	対象規模	届出件数	
1丁荷	<i>·</i>		21年度
1. 建築物の建築等	□高さが10mを超えるもの □延べ面積が1,000 ㎡以上のもの	26	13
2. 工作物の建設等	□高さ10mを超えるもの(擁壁は高さ5mを超えるもの)	16	2
3. 木竹の伐採	□伐採する区域の面積が500㎡以上のもの	2	1
	合 計	44	16





改修時に屋外広告物条例と景観計画・景観条例に基づき指導を行った例

資料1. 地区計画・建築協定・街づくり協定一覧

■地区計画

・・・平成22年度に都市計画決定した地区計画

	名 称	告示日	背 景
1	南林間駅西地区地区計画	H 8. 5.10	地元発意による商業活性化のため
2	神明若宮地区地区計画	H10. 3. 6	土地区画整理事業により整備された地区の保全のため
3	渋谷北部地区地区計画	H11. 1.22	II .
4	千本桜地区地区計画	H13. 7.16	地元発意による住環境保全のため
5	大和駅東側第4地区地区計画	H18. 2.27	市街地再開発事業に合わせて、良好な街並みの形成を図るため
6	渋谷南部地区地区計画	H19. 3.29	土地区画整理事業により整備された地区の保全のため (既存の計画の変更)
7	下鶴間高木地区地区計画	H19. 6.29	土地区画整理事業により整備された地区の保全のため
8	下鶴間山谷北地区地区計画	H23. 3. 1	"

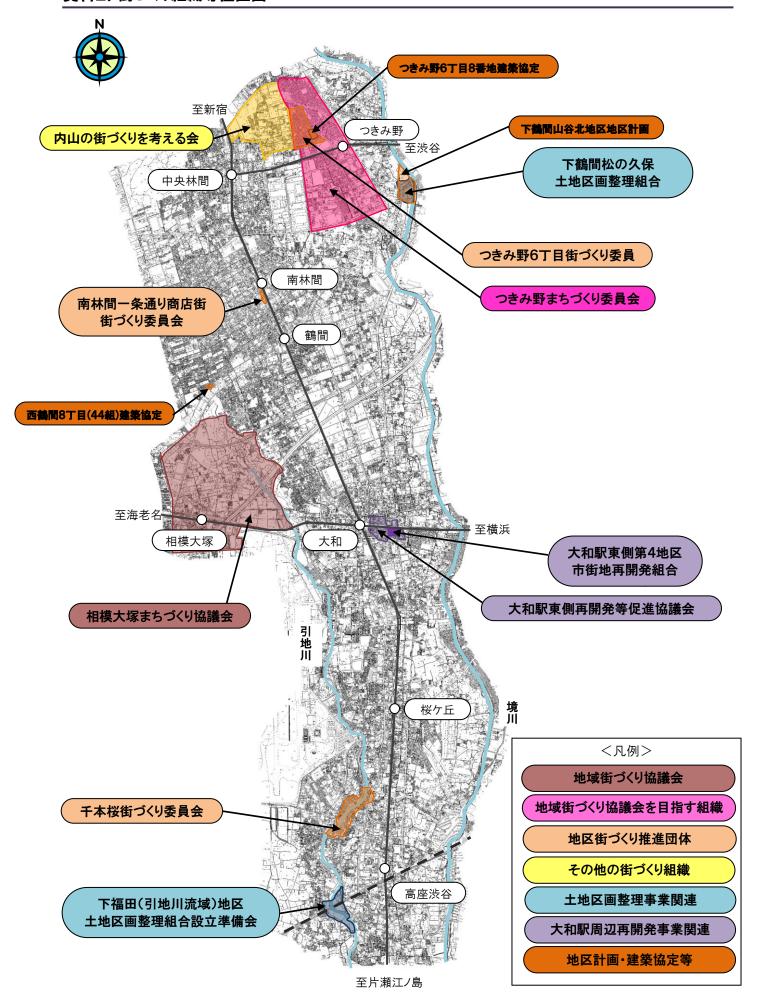
■建築協定

・・・平成22年度に定められたルール

	名 称	公告日(期間)	背 景
1	つきみ野6丁目第一建築協定	H13. 6.15(10年)	地元発意による住環境保全のため
2	つきみ草建築協定	H13. 9.13(10年)	"
3	鶴間台6区建築協定	H14. 7.22(永年)	住宅地としての環境の維持増進のため
4	コートアベニューつきみ野建築協定	H14.12. 9(10年)	分譲宅地開発のため
5	つきみ野8丁目13番地建築協定	H15. 4. 1(10年)	地元発意による住環境保全のため
6	あきしの台分譲地建築協定	H17.10.19(10 年)	分譲宅地開発のため
7	つきみ野一丁目第三建築協定	H17.11.17(10 年)	地元発意による住環境保全のため
8	大和柳橋建築協定	H18. 3.14(10年)	分譲宅地開発のため
9	つきみ野6丁目6番建築協定	H18. 9. 5(5年)	地元発意による住環境保全のため
10	つきみ野7丁目第2建築協定	H18. 9.21(10年)	<i>''</i>
11	つきみ野6丁目9番建築協定	H18.10.25(10 年)	<i>''</i>
12	つきみ野7丁目第1建築協定	H18.12. 1(10年)	<i>''</i>
13	つきみ野6丁目7番地建築協定	H19. 2. 8(5年)	<i>''</i>
14	つきみ野6丁目1番地地区建築協定	H19. 7.30(10年)	<i>''</i>
15	つきみ野7丁目1-4地区建築協定	H20. 3.18(10年)	<i>''</i>
16	つきみ野7丁目1区3組建築協定	H20. 3.18(10年)	<i>''</i>
17	つきみ野7丁目第7組建築協定	H20. 5.13(10年)	<i>''</i>
18	つきみ野8丁目10番地·14番地地区 建築協定	H20. 8.11(10 年)	<i>''</i>
19	つきみ野7丁目1区6組建築協定	H20. 7. 8(10年)	//
20	相鉄上和田第3地区建築協定	H20.11.12(10 年)	"
21	つきみ野6丁目5番地建築協定	H21. 6.23(10年)	"
22	西鶴間8丁目(44 組)建築協定	H22. 8.11(10年)	分譲宅地開発のため
23	つきみ野6丁目8番地建築協定	H23. 1.11(2年)	地元発意による住環境保全のため

■街づくり協定

	名称	認定日	更新日	背景
1	南林間南一条通り商店街街づくり協定	H11. 7.14	H22. 4.27	地元発意による商業活性化のため



大和市みんなの街づくり条例(平成10年3月26日公布)

目次

第1章 総則(第1条~第7条)

第2章 地域街づくり協議会 (第8条・第9条)

第3章 地区街づくり推断体 第10条・第11条

第4章 街づくり協定 (第12条)

第5章 開発事業 (第13条~第15条)

第6章 街づくりへの支援 (第16条~第22条)

第7章 雑則 (第23条·第24条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、都信制画法、昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第18条の2の規定に基づき本市の都市計画に関する基本的な方針として定めた大和市都市計画マスタープランの実現のために、街づくりの基本理念を定め、並びに市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、街づくりを推進するために必要となる基本的な事項を定めることにより、市民、事業者及び市の協働による総合的かつ計画的な街づくりを推進することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)地域 本市村において、歴史的、文化的及び地理的につながりを持つ一定の区域をいう。

(2)地区 地域こおける一定の区域をいう。

(3)住民等 地域及び地区内に住所を有する者並びに地域及び地区内の土地 又は建物の所有者、占有者及び利害関係人をいう。

(基本理念)

第3条 街づくりは、誰もがいつまでも住み続け、活動を続けることのできる 街の実現を目指して、市民、事業者及び市が相互の責任と信頼の下に、協 働して行われなければならない。

(市民の青経等)

- 第4条 市民は、前名に定める街づくりの基本理念 (以下「基本理念」という。) にのっとり、街づくりに参加する権利と責任を有する。
- 2 前項で定めるもののほか、市民は、基本理念でのっとり、街づくりに関する学習及び活動に主体的に取り組むとともに、市が実施する街づくりに関する施策に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、基本理念にのっとり、良好な街づくりに貢献する責務を有する。
- 2 前項ご定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、市が実施する街づくりに関する施策に協力するように努めなければならない。

(市の責務)

- 第6条 市は、基本理念にのっとり、街づくりに関し必要な調査を行うとともに、基本的かっ総合的が施策を策定し、計画的に実施する責務を有する。
- 2 市は、基本理念にのっとり、前項に規定する施策の策定及び実施に当たっては、市民の意見を十分に反映させるように努めなければならない。
- 3 市は、基本理念にのっとり、市民が主体的に街づくりに参加するために必要な支援を行うように努めなければならない。

(地区計画、建築協定等の活用)

第7条 市民、事業者及び市長は、地域及び地区の状況に応じた街づくりを推進し、並びに良好な市街地環境及び近隣社会を形成するために、相互の理解と協力の下に、地区計画(法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画をいう。以下同じ。)、建築協定(建築基準法 昭和25年法律第201号)第69条に規定する建築協定をいう。以下同じ。)及び第12条に規定する街づくり協定を活用するように努めなればならない。

第2章 地域街づくり協議会

(地域街づくり協議会)

- 第8条 市長は、地域の街づくりに関する連絡調整その他地域の街づくりを総合的かつ計画的に推進することを目的とした団体で、次に掲げる要件を満たすものを、地域街づくり協議会として認定することができる。
 - (1) その構成員が往民等であること。
 - (2) その活動が、当該地域の住民等の支持を得ていると認められること。
- 2 前項の規定による認定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、地域野づくり協議会の認定に当たっては、あらかじめ、大和市附属機関の設置に関する条例(昭和33年大和町条例第9号)の規定に基づき設置された大和市街づくり推進会議(以下「推進会議」という。)の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、地域街づくり協議会を認定したときは、その旨を公表しなければならない。

(地域街づくり計画)

- 第9条 市長は、地域街づくり協議会が地域の街づくりを推進するためと地域 の土地利用等について定めた計画を、地域街づくり計画として認定すること ができる。
- 2 地域街づくり協議会は、前項の規定による認定を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、地域街づくり計画の認定に当たっては、あらかじめ、推進会議の 意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、地域街づくり計画を認定したときは、その旨を公表しなければならない。

第3章 地区街づくり推断体

(地区街づくり推進団体)

- 第10条 市長は、地区の街づくりを推進することを目的とした団体で、別に 定める要件を満たすものを、地区街づくり推進団体として登録することがで きる。
- 2 前項の規定による登録を受けようとする団体は、規則で定めるところによ り、市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、地区街づくり推進団体を登録したときは、その旨を公表しなけれ ばならない。

(地区街づくり方針)

- 第11条 市長は、地区街づくり推進団体が地区の街づくりを推進するためこ 定めた活動の具体がな方針を、地区街づくり方針として認定することができ る。
- 2 地区街づくり推進団体は、前項の規定による認定を受けようとするときは、 規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、地区街づくり方針の認定に当たっては、あらかじめ、推進会議の 意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、地区街づくり方針を認定したときは、その旨を公表しなければならない。

第4章 街づくり協定

- 第12条 市長は、地区街づくり方針の実現等のために、住民等が締結した協 定で、別に定める要件を満たすものを街づくり協定として認定することが できる。
- 2 前項の規定による認定を受けようとする住民第ま、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、街づくり協定の認定に当たっては、あらかじめ、推進会議の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、街づくり協定を認定したときは、その旨を公表しなければならない。
- 5 市長は、街づくり協定の管理運営に関して、必要な支援を行うことができ

第5章 開発事業 (第13~15条 削除)

第6章 街づくりへの支援

(地域哲づくり協議会への助成)

第16条 市長は、地域野づくり協議会に対し、その運営及び活動に要する経費の一部を助成することができる。

(地区街づくり推断体への助成)

- 第17条 市長は、地区街づくり推進団体に対し、当該地区街づくり推進団体 が行う街づくりに関する活動に要する経費の一部を助成することができる。 (情報の提供等)
- 第18条 市長は、地域街づくり協議会、地区街づくり推進団体その他市民の 自主的な街づくりに関する活動に対し、街づくりに関する情報の提供及び 学習への支援を行うものとする。

(街づくり朝家の派遣等)

第19条 市長は、市民の自主的な街づくりに関する活動を推進するために、 地域街づくり協議会、地区街づくり推進団体等に対し、街づくりの専門家 の派遣その他技術的支援を行うことができる。

(市街地開発事業への支援)

第20条 市長は、法第12条第1項各号に掲げる市街地開発事業を推進する ために、当該市街地開発事業を行おうする者及び団体に対し、必要な支援 を行うことができる。

(地区施設等への支援)

第21条 市長は、地区計画、建築協定及び第12条に規定する街づくり協定 を活用した街づくりを推進するために、法第12条の5第2項に規定する 地区施設等について、必要な支援を行うことができる。

(表章)

- 第22条 市長は、良好がおうくりに貢献したと認められる街づくりに関する 活動及び街づくりの事例を表彰することができる。
- 2 市長は、前項の規定により表彰するときは、あらかじめ、推進会議の意見を聴くものとする。

第7章 雑則

(年次報告)

第23条 市長は、第10条の規定による登録の状況、第6章の規定による街づくりへの支援の状況その他街づくりの推進状況を明らかにするため、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は 規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成10年10月1日から施行する。ただし、第7条(街づくり協定に関する部分に限る。)、第8条から第12条まで、第16条、第17条、第18条(地域街づくり協議会及び地区街づくり描進団体に関する部分に限る。)、第19条(地域街づくり協議会及び地区街づくり描進団体に関する部分に限る。)、第21条(街づくり協定に関する部分に限る。)及び第23条の規定は、平成11年4月1日から施行する。

(大和市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

2 大和市附属機関の設置に関する条例 昭和33年大和町条例第9号 の一部を次のように改正する

別表に次のようにかえる。

大和市みんなの街づくり条例(平成 10年大和市条例第7号)の規定に 基づき、街づくりに関する基本的事 項又は重要事項につき、市長の諮問 に応じて調査審議し、その結果を報 告し、又は街づくりの推進に関する 事項につき、市長に意見を述べる。

(大和市非常勤/胡川職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部 改正) 3 大和市非常勤併別期職員の報酬吸び費用弁償に関する条例(昭和36年大和市条例第9号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附則(平成19年条例第41号)抄(施行期日)

NGI 1231日)

1 この条例は、平成20年7月1日から施行する。

大和市景観条例 (平成20年3月28日公布)

目次

第1章 総則 (第1条-第3条)

第2章 景鶴| 画 (第4条・第5条)

第3章 事前協議 (第6条-第8条)

第4章 行為の制限等 (第9条-第13条)

第5章 景観資源 (第14条)

第6章 促售地区 (第15条-第19条)

第7章 支援 (第20条)

第8章 雑則 (第21条-第23条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるとともに、本市の特性を生かした 良好な景観の形成に関する手続その他必要な事項を定めることにより、大 和らし、魅力ある景観の創造に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(国等に対する協力要請)

第3条 市長は、必要があると認めるときは、国、地方公共団体及び公共団体 に対し、本市の良好な景観の形成について協力を要請するものとする。

第2章 景観画

(景観・画の策定手続等)

- 第4条 市長は、注第8条第1項に規定する景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、大和市附属機関の設置に関する条例(昭和33年大和町条例第9号)の規定に基づき設置された大和市街づくり推進会議(以下「推進会議)という。)の意見を聴かなければならない。
- 2 前項の規定は、景観情画の変更について準用する。 (景観形成が掛への適合)
- 第5条 景観画区域内において、法第16条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、当該行為を景観画に定められた景観画区域における良好な景観の形成に関する方針に適合するよう努めなければならない。

第3章 鞘協議

(事前協議)

- 第6条 注第16条第1項又は第2項の規定による届出に係る行為(規則で定める行為を除く。)をしようとする者(以下「行為者」という。)は、当該届出をするまでに、市長と協議を行わなければならない。
- 2 行為者は、前項に規定する協議を行うに際して、市長に対して協議書その 他の規則で定める図書を提出しなければならない。

(助言又は指導)

第7条 市長は、前条第1項に規定する協議で際して、行為者で対し、良好な 景観の形成のため必要が助言又は指導をすることができる。

(事前協議の完了)

第8条 市長は、第6条第1項に規定する協議が完了したと認めるときには、 行為者に対し、当該協議が完了した旨及び良好な景観形成のため行うべき措置を記載した書面を交付するものとする。

第4章 行為の制限等

(行為の届出)

- 第9条 注第16条第1項又は第2項の規定による届出は、同条第1項に規定する事項を記載した届出書を提出して行わなければならない。
- 2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
- (1) 景観法施行規則 (平成16年国土交通省令第100号) 第1条第2項ご規 定する図書
- (2) 計画概要書、景観チェックシートその他の規則で定める図書

3 前項の規定にかかわらず、市長は、前項各号に掲げる図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

(届出が必要な行為)

- 第10条 注第16条第1項第4号の景観で対対かの条例で定める行為は、木竹の伐採で、その伐採区域の面積が500平方メートル以上のものとする。 (届出の適用金約)
- 第11条 法第16条第7項第11号の景観行政団体の条例で定める行為は、 次に掲げる行為とする。
 - (1) 法第16条第1項第3号に規定する行為(前条に規定する行為及び擁 壁を建設する行為を除く。)
 - (2) 次の各号のいずれにも該当しない行為
 - ア 建築物の新築、増築、改築又は移転で、その高さ (建築基準法施行令 (昭和25年政令第338号) 第2条第1項第6号に規定する 建築物の高さをいう。イにおいて同じ。)が10メートルを超える もの又は延べ面積 (建築基準法施行令第2条第1項第4号に規定する延べ面積をいう。イにおいて同じ。)が1,000平方メートル 以上のもの
 - イ 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩 の変更で、その高さが10メートルを超えるもの又は延べ面積が1, 000平方メートル以上のものであって、当該行為に係る部分が当 該建築物の見付面積(1つの面における垂直投景面積をいう。以下 同じ。) の2分の1以上のもの
 - ウ 工作物 (建築基準法施行令第138条各項に規定する工作物をい う。エにおいて同じ。) の新設、増築、改築又は移転で、その高さ が10メートル (練選にあっては5メートル) を超えるもの
 - エ 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、その高さが10メートル (練選ごあっては5メートル) を超えるものであって、当該行為に係る部分が当該工作物の見付面 積の2分の1以上のもの
 - (3) 法令又は条例の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、又は届出若 しくは協議をして行う行為のうち、良好な景観の形成のための措置が講 じられるものとして規則で定めるもの

(特定届出対象行為)

第12条 注第17条第1項の特定届出対象行為よ 注第16条第1項第1号 及び第2号と規定する行為とする。

(完了届)

第13条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、当該届 出に係る行為が完了したときは、速やかに、市長に当該行為の完了を届け 出なければならない。

第5章 景観資源

- 第14条 市長は、注第19条第1項の規定による景観重要電告物の指定又は 注第28条第1項の規定による景観重要樹木の指定をしようとするときは、 あらかじめ、推進会議の意見を聴かなければならない。
- 2 前項の規定は、法第27条第1項若しくは第2項の規定による景観重要建 造物の指定の解除又は法第35条第1項若しくは第2項の規定による景観 重要樹木の指定の解除こついて準用する。

第6章 促働区

(促働地区の指定)

- 第15条 市長は、景観・個区域のうち、地区の景観特性を生かした景観づく りを促進する必要があると認められる一定の地区を景観づくり促進地区 (以下「促進地区」という。) として指定することができる。
- 2 一定の地図に住所を有する者並びにその地図内の土地図は建物の所有者及び占有者(以下「住民等」という。)は、地図の景観特性を生かした景観づくりを促進するため、当該地区を促進地図に指定するよう市長に要請することができる。
- 3 市長は、促働也区を指定しようとするときは、あらかじめ、推進会議の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、促働地区を指定したときは、これを公告するものとする。

(促售地区における景観づくり活動団体)

第16条 促進地区内の住民等は、当該促進地区における景観づくりに関する 活動を行うことを目的とした団体を設立することができる。

(景観づくりの基本方針の作成)

- 第17条 市長は、促働地区を指定したときは、促働地区内の住民等の意見を聴き、当該促働地区の景観づくりの基本的な方針(以下「基本方針」という。)を作成するものとする。
- 2 市長は、基本方針を作成するに当たっては、促働地区において前条に規定する団体が設置されているときは、当該団体と協議しなければならない。 (景観:個への反映)
- 第18条 市長は、基本方針を作成したときは、これに基づいて促進地区の区域における良好な景観の形式のための行為の制限に関する事項その他の必要な事項を定めるため、景観に個を変更することができる。

(促進地区の解除)

- 第19条 市長は、次に掲げる場合には、促働地区の指定を解除することができる。
 - (1) 基本方針に基づいて景観計画を変更する等の方法により指定の目的を達成したとき。
 - (2) 基本方針を作成することができなくなった等指定の目的を遠式できない ことが明らかになったとき。
- 2 第15条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による指定の解除について で利用する

第7章 支援

- 第20条 市長は、良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、景観 づくりに関する活動を行う者に対し、技術的支援を行い、又は活動に要する 費用の一部を助成することができる。
- 2 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木の適正な保全のため必要がある と認めるときは、その所有者又は管理者に対し、技術的支援を行い、又はそ の保全に要する費用の一部を助成することができる。

第8章 雑則

(勧告)

第21条 市長は、第6条第1項に規定する協議を行わない者に対し、当該協議を行うよう勧告することができる。

(公表)

- 第22条 市長は、法第16条第3項又は前条の規定による勧告を受けた者が、 正当な理由なくその勧告に従わないときは、氏名、当該事実その他市長が必 要と認める事項を公表することができる。
- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとする場合において、法第16条 第3項又は前条の規定による勧告を受けた者に対して、あらかじめ、その旨 を通知し、意見を聴かなければならない。ただし、その者が正当な理由なく 意見の聴取に応じないとき、又はその者の利在が不明で通知できないときは この限りでない。
- 3 市長は、第1項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、推 進会議の意見を聴かなければならない。

(委任)

第23条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。 (大和市附属機関の設置に関する条例の一部改正)
- 2 大和市附属機関の設置に関する条例の一部を次のように改正する。 別表大和市街づくり推進会議の運設置目的の欄中「街づくりに関する事項」 の次に「、景観形がに関する事項」を加える。

大和市屋外広告物条例(平成19年12月21日公布)

月次

第1章 総則 (第1条・第2条)

第2章 広告物等の制限

第1節 許可、禁止地域等 (第3条-第12条)

第2節 広告物等の管理 (第13条-第16条)

第3節 違反に対する措置 (第17条-第25条)

第3章 広告景観形成地区(第26条-第28条)

第4章 審議網 第29条

第5章 雑則 (第30条-第33条)

第6章 罰則 (第34条・第35条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、屋外広告物法(昭和24年法律第189号。以下「法という。)の規定に基づき、屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件について必要な規制を行うことにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆ご対する危害を防止することを目的とする。

(定義

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

第2章 広告物等の制限

第1節 許可、禁止地域等

(許可)

- 第3条 本市内に屋外広告物(以下「広告物」という。)を表示し、又は屋外 広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)を設置しようとする 者は、市長の許可を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の許可をする場合において、良好な景観を形成し、又は風致を維持するために必要な条件を付することができる。
- 3 第1項の許可の期間(以下「許可期間 という。)は、3年以内とし、別表に定める広告物及び掲出物件の種類のとおりとする。

許可申請手数料

- 第4条 前条第1項の許可の申請をしようとする者は、申請の際に別表に定める広告物及び掲出物件の種類により、手数料を納めなければならない。 (禁止地域及び禁止物件)
- 第5条 次に掲げる地域又は場所には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置 してはならない。
 - (1) 文化財保護法 (昭和25年法律第214号) 第109条第1項若しくは 第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された 地域のうち、市長が指定する区域
 - (2) 文化財保護法第182条第2項の規定により、神奈川県又は市が条例の 定めるところにより指定した地域又は場所並のに条例の定めるところに より指定した建造物の敷地及びその問辺の地域のうち、市長が指定する 区域
 - (3) 森林法 昭和26年法律第249号)第25条第1項の規定により指定 された保安林
 - (4) 都計線地法 昭和48年法律第72号) 第12条第1項の規定により定められた特別線地保全地区
 - (5) 古墳、墓地又は火葬場
 - (6) 道路及び鉄道の網路用地並びにこれらから展望できる範囲で、市長が指 定する区域
 - (7) 河川法 昭和3 9年法律第167号) 第6条第1項ご規定する河川区域
- 2 交差点及び踏り近いてその周辺のうち交通安全を確保するためて必要と認める地域として市長が指定する区域においては、規則で定める広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。
- 3 次に掲げる物件には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。
 - (1) 橋りょう(ガート類を含む。)、高架構造物、トンネル、信号機、道路

こまどめ

- の分離帯及び対護さく、道路標識、駒 止、里程標その他これらに類する物件
- (2) 街路樹及び路傍樹
- (3) 郵便差出箱、信書便差出箱、電話ボックス、公衆使野心がパご路上ご設置 する郊开器及び関連器
- (4) 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類する物件
- (5) 消火栓、火災潮知器、指定消防水利標識、防火水槽票識及び火の見やぐら
- (6) 送電塔、送受信塔及び照明塔
- (7) 煙突及びガスタンクその他これに類する物件
- (8) 景観法 (平成16年法律第110号) 第19条第1項の規定により指定 された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された 暑観重要構大
- 4 石垣その他これに類する物件には、広告物を直接表示してはならない。
- 5 電柱、街灯柱、消火栓漂識、バス停留所の上屋及び植樹帯には、はり紙 (ポスターを含む。以下同じ。)、はり札等、広告旗又は立看板等を表示 してはならない。
- 6 道路の路面には、広告物を表示してはならない。 (禁止広告物)
- 第6条 次に掲げる広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。
 - (1) 著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したもの
 - (2) 著しく破損し、又は老朽したもの
 - (3) 倒壊又は落下のおそれがあるもの
 - (4) 信号機又は道路票職ご類以し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
 - (5) 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

(許可の基準)

- 第7条 次に掲げる広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとするときは、 規則で定める基準に適合しなければならない。
 - (1) 建築物の壁面を利用するもの
 - (2) 建築物から突出するもの
 - (3) 広告塔、広告板等
 - (4) 電柱又は维打柱を利用するもの
 - (5) 電車、自動車等の外面を利用するもの
 - (6) 標識注を利用するもの
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が第26条の規定により指定した広告景観 形成地区にあっては、第27条第2項第2号の規定により定めた基準に適合しなければならない。

(適用除外)

- 第8条 次に掲げる広告物又は提出物件については、第3条、第5条及び前条の規定は、適用しない。
 - (1) 法令の規定により表示する広告物又はその掲出物件
 - ② 公職選挙法 昭和25年法律第100号)による選挙運動かため使用するポスター、看板等
- 2 次に掲げる広告物又は掲出物中については、第3条、第5条第1項及び第 3項から第6項まで並びに前条の規定は、適用しない。
 - (1) 案内図その他公衆の利便に供する広告物又はその掲出物件で規則で定めるもの
 - (2) 祭典用その他慣例上使用される広告物又はその掲出物件で規則で定める もの
 - (3) 工事現場の根塀その他これに類する仮用いて表示する広告物で、周囲の景観に調和するものであり、かつ、営利を目的としないもの
 - (4) 電車又は自動車に表示する広告物で規則で定めるもの
 - (5) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場で表示する広告物又はその掲出物件で規則で定める要件に適合するもの
 - (6) 前号に掲げるもののほか、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又はその掲出物件で規則で定める基準に適合するもの
- 3 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第3条の規定は、適用しない。
- (1) 営利を目的としないはり紙、はり札等その他これらに類する広告物で規

則で定めるもの

(2) 公共団体、公益法人その他これらに類する団体が表示し、又は設置するもので公益上必要と認められるもの

(適用)全外の特例)

- 第9条 市長は、広告物及び掲出物件が良好な景観の形成ご資すると認めると きは、これらに対して第3条、第5条及び第7条の規定の適用を除外する ことができる。
- 2 前項の場合において、当該適用の除外を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

(標識)

第10条 第3条第1項の許可を受けた者は、その広告物又は掲出物件の一部 に標識票をはり付けなければならない。ただし、市長が別に定めるものに ついては、この限りでない。

(変更及び継続)

- 第11条 第3条第1項の許可を受けた者は、その許可の内容で変更を加え、 又はその広告物若しくは掲出物件を改造若しくは発症しようとするときは、 更に許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときは、この限りでない。
- 2 許可期間の満了後、更に継続して広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとするときは、期限満了の30日前までに市長に許可の申請をしなければならない。

(完了届)

第12条 第3条第1項の許可を受けた者は、その広告物又は掲出物件の表示 設置、変更、改造又は簿が完了したときは、速やかに市長に届け出なけれ ばならない。

第2節 広告物等の管理

(管理義務)

第13条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者(以下「設置管理者」という。)は、これらに関し、補修その他必要な管理を行い、良好な状態に保持しなければならない。

(特定屋外広告物安全管理者の設置)

第14条 建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第88条第1項に定める 工作物であって、高さ4メートルを超える広告物を表示し、又は提出物件を 設置する者は、規則で定めるところにより特定屋外広告物安全管理者を置い なければならない。

(除却の義務)

- 第15条 設置管理者は、許可期間が満了したときは、10日以内にこれらを 除却しなければならない。許可を取り消されたときも、同様とする。
- 2 設置管理者は、その広告物を表示し、又は掲出物件を設置する必要がなくなったときは、これらを速やか口除却しなければならない。
- 3 設置管理者は、はり紙、ポスター等補修できない広告物がき損し、又は汚損したときは、速やかご除却しなければならない。

(除去)等の届出)

第16条 設置管理者は、許可を受けた広告物又は提出物件を許可期間の満了前に除却し、又は滅失したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

第3節 違豆ご対する措置

(違反に対する措置)

- 第17条 許可を受けた広告物若しくは掲出物件が良好な景観若しくは風致を著しく害し、若しくは公衆に対して危害を及ぼすおそれがあると認められるに至ったとき、又は許可申請書に虚偽の事項があったときは、市長は、その許可を取り消し、又は設置管理者に対して、5日以上の期限を定め、これらの改修、移転、除却その他必要な措置を命ずることができる。
- 2 この条例又はこの条例に基づく規則に違反した広告物又は掲出物件がある ときは、市長は、設置管理者に対して、5日以上の期限を定め、これらの改 修、移転、除却その他と要な措置を命ずることができる。
- 第18条 市長は、法第7条第2項の規定により掲出物件を除まける場合においては、5日以上の期限を定め、その期限までにこれを除まけべき旨及びその期限までに除却しないときには、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却ける旨を公告しなければならない。
- (広告物又は掲出物件を保管した場合の公示事項)

- 第19条 注第8条第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項と する。
 - (1) 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量
 - (2) 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所及び除却し、又は除 却させた日
 - (3) その広告物又は掲出物件の保管を開始した日
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- (広告物又)は掲出物件を保管した場合の公示の方法)
- 第20条 注第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。
 - (1) 前条各号に掲げる事項を、規則で定める場所に14日間(法第8条第 3項第1号に規定する広告物よ 2日間 掲示すること。
 - (2) 注第8条第3項第2号に規定する広告物又は掲出物件については、前号の掲示の期間が満了しても、なおその広告物又は掲出物件の所有者、 占有者その他当該広告物又は掲出物件について榴原を有する者(第24 条第1項において「所有者等」という。) を確如することができないと きは、その掲示の要旨を告示すること。
- 2 市長は、規則で定めるところにより、保管した広告物又は掲出物件の一覧 簿を作成し、関係者の閲覧に供するものとする。

(広告物又は掲出物件の価額の評価の方法)

第21条 注第8条第3項の規定により、広告物又は掲出物件の価額を評価するときは、取引の実例価格、当該広告物又は掲出物件の使用期間、損耗の程度その他当該広告物又は掲出物件の価額の評価に関する事情を勘案して行うものとする。この場合にはいて、市長は、必要があると認めるときは、広告物又は掲出物件の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した広告物又は掲出物件を売まける場合の手続)

第22条 法第8条第3項の規定により、保管した広告物又は掲出物件を売却する場合は、規則で定める方法により行うものとする。

(公示の日から売却可能となるまでの期間)

- 第23条 注第8条第3項各号に規定する条例で定める期間は、次のとおりと する
 - (1) 法第7条第4項の規定により除却された広告物 2日
 - (2) 特に貴重な広告物又は掲出物件 3月
- (3) 前2号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件 2週間 保管した広告物又は掲出物件の返還の手続
- 第24条 市長は、所有者等から保管した広告物又は掲出物件(法第8条第3項の規定により売却した代金(次項において「売却した代金」という。)を含む。)の返還を求められたときは、受領書と引換えに返還しなければならない。この場合において、市長は、所有者等にその氏名及び铂所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によって所有者等であることを証明させなければならない。
- 2 売却した代金の額は、法第8条第5項の規定により売却に要した費用に充 てた場合にあっては、当該売却に要した費用に相当する金額を控除した金額 とする。

(報告及び立入検査)

- 第25条 市長は、法及びこの条例の施守に必要が限度において、設置管理者 に対し、必要な報告をさせ、又はその職員をして広告物苦しくは掲出物件の 存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物苦しくは掲出物件を検査させる ことができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、 関係人に提示しなければおらない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたもの と解釈してはならない。

第3章 広告景観形成地区

(広告景観形成地区の指定)

第26条 市長は、良好な景観を形成するため特に必要であると認める地域を 広告景観形成地区として指定することができる。

(広告景観形式地区の地区基本計画)

- 第27条 市長は、広告景観形成地区を指定しようとするときは、当該広告景 観形成地区における広告物及び掲出物件に関する基本計画(以下「地区基 本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 地区基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 広告景観形式地区の広告物及び掲出物件に関する基本目標及び方針
 - (2) 広告物及び掲出物件の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法の基準
- 3 市長は、地区基本計画を定め、又は変更若しくは廃止しようとするときは、 規則で定めるところによりその旨を公示し、その案を当該公示の日から起 算して15日間一般の縦覧に供しなければならない。
- 4 前項の規定による公示があったときは、当該広告景観形成地区内の住民及 び当該広告景観形成地区内における設置管理者のうち意見を有する者は、 縦覧に供された地区基本計画の案について、当該公示の日から起算して3 0日以内に市長に当該意見を記載した書面を提出することができる。 (広告景観形成地区における指導等)
- 第28条 市長は、広告景観形成地区ではいて、景観の形成の推進のため必要があると認めるときは、設置管理者に対し、地区基本計画に適合するよう 指導及び助言をすることができる。

第4章 審議機関

(審議機関)

- 第29条 市長は次に掲げる場合は、大和市街づくり推進会議 UJ下 「推進会 議」という。) の意見を聴かなければならない。
 - (1) 第5条第1項第1号、第2号及び第6号並びに同条第2項の区域の指 定若しくはその指定の変更若しくは解除をし、又はこれらを定める規定 を設けようとするとき。
 - (2) 第7条及び第8条に規定する基準等を定めようとするとき、又は第9条第1項の規定によりこの条例の適用を除外しようとするとき。
 - (3) 第26条の広告景観形成地区の指定又はその指定の変更若しくは解除 をしようとするとき。
 - (4) 第27条第1項の地区基本計画を定め、又は変更若しくは廃止しよう とするとき。

第5章 雑則

(告示)

- 第30条 市長は、第5条第1項第1号、第2号及び第6号並びに同条第2項 の区域を指定し、又はその指定を変更し、若しくは解除をしたときは、そ の旨を告示しなければならない。
- 2 市長は、第26条の広告景観形式地区を指定し、又はその指定を変更し、 若しくは解除をしたときは、その旨を告示しなければならない。
- 3 市長は、第27条第1項の地区基特目画を定め、又は変更若しくは廃止しようとするときは、その旨を告示しなければならない。

第31条 この条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の 基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

処分、手続等の効力の承継

第32条 設置管理者について変更があった場合においては、この条例又はこの条例に基づく規則により従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分、手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者に対してしたものとみなす。

委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

第6章 罰則

(罰則)

- 第34条 次の各号のいずれかに該当する者は、500、000円以下の罰金に処する。
 - (1) 第3条第1項又は第5条の規定に違反した者
 - ②第11条第1項の規定に違反した者
 - (3) 第15条第1項の規定に違反した者

- (4) 第17条の規定による命令に違反した者
- 2 第25条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は 同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、200,0 00円以下の罰金に处する。
- 3 第10条の規定に違反した者は、100,000円以下の罰金と処する。 (両罰規定)
- 第35条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を料する。

附則

(施行期日)

1 この条例は 平成20年4月1日 以下「施行日」という。) から施行する。

(禁止地域等の指定等の手続きの特例)

2 第29条の規定にかからず、市長は、施行日に限り、推售会議の意見を 聴かないで、第5条第1項第1号、第2号及び第6号並びに同条第2項の 区域の指定をし、並びに第7条及び第8条に規定する基準等を定めること ができる。

(経過措置)

- 3 施行目前に、神奈川県屋外広告物条列(昭和24年神奈川県条列第62号。 以下「県条例」という。)の規定によりなされた許可、処分、手続その他 の行為で、この条例の施行の際現に効力を有するものは、この条例の相当 規定によりなされたものとみなす。
- 4 この条例の施行の際界に県条例の規定に基づき適民と表示されている広告物、又は設置されている掲出物件で、第5条又は第7条に規定する基準に適合しないこととなるものは、施行日から当該広告物又は掲出物件の祈押年数(減価償却資産の祈押年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)の規定による祈押年数をいう。以下同じ。)の満了の日までの間(施行日における当該広告物又は掲出物件の祈押年数の残存期間が10年未満のものは、10年間)は、当該広告物の表示又は掲出物件の設置の許可に係る県条例に規定する基準を適用するものとする。

(大和市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

5 大和市附属機関の設置に関する条例 昭和33年大和町条例第9号 の一部を次のように改正する。

別表中設置目的の欄大和市街づくり推進会議の項を次のように改める。

街づくりに関する事項及び屋外広告物に関する事項こつき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は市長に意見を述べる。

別表 第3条関係

広告物又は掲出物件の種類	単位	許可期間	手数料
はり紙、ポスター	100枚 までごと につき	1月以内	600円
広告旗	1本	1月以内	350円
広告幕	1張	1月以内	300円

アドバシレーン	照明あり	1個	1月以内	1, 500円
	照明なし	1個	1月以内	1,000円
立看板(紙張)を	1張	1基	1月以内	250円
立看板(木製、金	全属製	1基	3月以内	600円
は別札及び電柱は標識主を利用		1枚	1年以内	300円
電車、自動車等用するもの	の外面を利	1台	1年以内	750円
広告塔、広告板、アーケードに設置するもの、広告幕(懸垂装置のあるもの)なり、は映画看板	照明あり	1基	3年以内	2,900円 (表示面積が 5平方メート ルを超えると きは、2,9 00円にその 超える表示面 積5平方メー トルまでごと に2,900 円を加算した 額
	照明なし	1基	3年以内	1,700円 (表示面積が 5平方メートと さは、1,7 00円にその 超える表示面 積5平方メートルまでごと に1,700 円を加算した 額
	照明あり	1基	3年以内	9, 000円
アーチ	照明なし	1基	3年以内	6,000円

備考 広告幕 (懸垂裝置のあるもの) 及び映画看板については、その許可期間中(3年以内)は、内容変更の許可手続きを必要としない。



平成22年度 街づくり年次報告書

発行 大和市

編集 大和市 街づくり計画部 街づくり推進課 街づくり推進担当

住所 〒242-8601 神奈川県大和市下鶴間 1-1-1

TEL 046-260-5483

FAX 046-264-6105

E-Mail ma_suish@city.yamato.lg.jp

URL http://www.city.yamato.lg.jp/web/t-seibi/

発行日 平成23年(2011年)4月